

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人一粒子学園城山保育園の定款第21条の規程に基づき、理事、監事、評議員選任・解任委員及び評議員(以下「役員」という)の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 理事会及び評議員選任・解任委員会並びに評議会に出席する役員に対して、1回につき交通費 5,000 円、役員研修会に出席する役員に対しては、交通費 3,000 円を支弁することができる。

2 監事が定款第18条第1項の規程により監査をしたときは、前項の規定に準じ 5,000 円を支弁することができる。

(委任)

第3条 規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会、評議員選任・解任委員会及び評議員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する